

奈良市公報

号外第16号

平成26年5月20日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 则

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	1
○奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則	2
○奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則	2
告 示	
○公有財産の売払い	3
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	3
○生活保護法の規定による施術者の指定	3
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	4
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	4
○街区の区域の変更	4
○放置自転車等の保管	4
○市立奈良病院医業未収金回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○放置自転車等の保管	5
○一般競争入札の実施	5
○放置自転車等の保管	5
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(2件)	6
○道路の位置指定	6
○奈良市家庭的保育事業実施要綱の一部を改正する告示	6
○開発行為に関する工事の完了(2件)	11
○放置自転車等の保管(2件)	12
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表	12
○住居番号の変更	21
○放置自転車等の処分	21

○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	21
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	21
○生活保護法の規定による施術者の指定	21
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	22
○放置自転車等の保管	22
○奈良市月ヶ瀬梅の資料館の臨時開館	22
○放置自転車等の保管	22

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	22
○公募型プロポーザル方式による受託者の選定	22
農 業 委 員 会	
○定例総会の招集	23

規 则

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。
別記第40号様式(表)中

「

給与		
----	--	--

」を

「

給与		*
----	--	---

」に、

医療費控除	医療を受けた人	続柄	Ⓐ支払った医療費	Ⓑ保険金等で補填される金額	Ⓒ差引(Ⓐ-Ⓑ)
			円	円	円

医療費控除	Ⓐ支払った医療費	Ⓑ保険金等で補填される金額	Ⓒ差引(Ⓐ-Ⓑ)
	円	円	円

同様式(裏)中

「 3 下記のいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を○で囲んでください。ウ～カに該当する方はその受給期間も記入してください。)
 ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 雇用(失業)保険 エ 児童扶養手当
 オ 生活保護 カ 労災保険 受給期間 年 月～ 年 月 」

「 3 下記のいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を○で囲んでください。ウ～キに該当する方はその受給期間も記入してください。)
 ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 雇用(失業)保険 エ 児童扶養手当 オ 生活保護
 カ 労災保険 キ 傷病手当・育児休業手当 受給期間 年 月～ 年 月 」

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成26年1月23日掲示済)

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則(平成8年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(管理規程)

第2条 指定管理者は、施設の利用等に係る管理規程(以下「管理規程」という。)を奈良市長と協議の上、作成するものとする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項を次のように改める。

会館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、各会館の定める管理規程にのっとって利用の手続をしなければならない。

第3条第2項を削る。

第6条中「、その都度市長が定める」を「、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第4条 条例第6条の規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)が利用する場合
- (2) 地域振興のために利用する場合
- (3) 市が公の目的のために利用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市地域ふれあい会館条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後にされる届出に係る利用について適用する。

(平成26年1月23日掲示済)

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年1月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市学校給食費の管理に関する条例(平成25年奈良市条例第77号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(学校給食実施校)

第3条 条例第2条に規定する規則で定める学校は、奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)第2条の表に定める小学校及び同表に定める中学校のうち別表第1に掲げる中学校とする。

(保護者に準じる者)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者
- (2) その他保護者に準じる者として市長が認めるもの(学校給食費の額)

<p>7 引取りのための必要事項</p> <p>(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。</p> <p>(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。</p> <p>ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円</p> <p>イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先</p> <p>奈良市市民生活部 防犯・交通安全課 電話0742-34-1111代表</p> <p style="text-align: center;">(平成26年1月16日掲示済)</p>	<p>3336番119、3336番120、3336番121及び3336番122</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市四条大路二丁目2番13号 有限会社いこま住研 取締役 生駒 堅治</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域</p> <p>(1) 道路 奈良市南登美ヶ丘3336番6及び3336番117 (平成26年1月17日掲示済)</p>
<p>奈良市告示第22号</p> <p>「市立奈良病院医業未収金回収等業務委託公募型プロポーザル募集要項」を次のように定める。</p> <p>平成26年1月17日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 業務の目的</p> <p>市立奈良病院の医業未収金について、奈良市の有する未収債権のうち、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、極めて高い専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者に、債権回収及び回収不能債権の報告書作成等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、公平な市民負担を確保するとともに、未収債権を縮減・解消することを目的とします。</p> <p>2 業務の名称</p> <p>市立奈良病院医業未収金回収等業務（以下「本業務」という。）</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: center;">(平成26年1月17日掲示済)</p>	<p>奈良市告示第24号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成26年1月20日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由</p> <p>自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日</p> <p>平成26年1月18日</p> <p>3 移動対象区域</p> <p>近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: center;">(平成26年1月20日掲示済)</p>
<p>奈良市告示第23号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成26年1月17日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 許可の年月日及び番号</p> <p>平成25年9月20日 奈良市指令都整開 第13A-26号</p> <p>平成25年12月24日 奈良市指令都整開 第13A-26-1号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号</p> <p>開発行為 平成26年1月17日 第1390号</p> <p>公共施設 平成26年1月17日 第645号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域</p> <p>奈良市南登美ヶ丘3336番6、3336番117、3336番118、</p>	<p>奈良市告示第25号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成26年1月21日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名 市道あやめ池疋田線道路新設事業嘱託登記業務委託</p> <p>(2) 業務場所 奈良市宝来町地内</p> <p>(3) 業務期間 契約の日から平成26年3月31日までとする。</p> <p>(4) 業務概要 嘱託登記業務一式</p> <p>(5) 予定価格 5,090円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 最低制限価格 3,054円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: center;">(平成26年1月21日掲示済)</p> <p>奈良市告示第26号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良</p>

4 児童の保護者は、家庭的保育室入所申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の届出があったときは、速やかに実態を調査し、適切な処置を講ずるものとする。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除し、当該児童の保護者に対し、保育実施解除通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第7条第2項に該当する事由が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が保育の実施を不適当と認めたとき。

第24条を第25条とし、第11条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第1号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。
(保育料の額等)

第10条 市長は、家庭的保育室において保育の実施をした場合においては、児童の保護者から、別表第2に定める別表第2（第10条関係）

当該保育の実施に要する費用（以下「家庭的保育料」という。）を徴収するものとする。この場合において、家庭的保育料には、給食、日常生活において必要となるおむつ、肌着、寝具等の消耗品等の費用を含まないものとする。

2 市長は、家庭的保育料の額を決定し、又はこれを変更したときは、家庭的保育料決定（変更）通知書（別記第5号様式）により児童の保護者に通知するものとする。

3 家庭的保育料は、月を単位として徴収するものとし、当該月分の家庭的保育料をその月の末日までに納入しなければならない。

4 市長は、児童の保護者が失業、疾病等により家庭的保育料の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、家庭的保育料を減免することができる。

5 前項の規定により家庭的保育料の減免を受けようとする者は、家庭的保育料減免申請書（別記第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

家庭的保育料月額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		家庭的保育料月額	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帠	0	0
C	市町村民税課税世帠	4,200	3,000
D 1	A階層を除き前年分の所得税課税世帠	15,000円未満	7,200
D 2		15,000円以上 40,000円未満	11,900
D 3		40,000円以上 60,000円未満	17,200
D 4		60,000円以上 103,000円未満	23,100
D 5		103,000円以上 413,000円未満	28,500
D 6		413,000円以上 734,000円未満	31,800
D 7		734,000円以上	34,800
			17,200

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

- 2 この表における年齢区分は、当該年度の初日の前日の年齢によるものとし、当該年齢は通年制とする。
- 3 C階層及びD階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、家庭的保育室、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次の表の左欄に掲げる児童が家庭的保育室に入所しているときは、同表の右欄に掲げる額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をその児童の家庭的保育料月額とする。

ア 備考3に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合、そのうち最年長のもの1人とする。）	家庭的保育料月額表に定める額
イ 備考3に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合、そのうち最年長のもの1人とする。）	家庭的保育料月額表に定める額に0.5を乗じて得た額
ウ 備考3に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

別表第3の次に次の6様式を加える。

別記

第1号様式（第9条関係）

家庭的保育室入所申込書

年 月 日

（宛先）奈良市長

住 所
保護者 氏 名 ㊞
電話番号

入所希望児童	フリガナ 氏名		生年月日	性別	備考				
入所希望家庭的保育室名			年月日	男・女					
①	(希望理由)								
②	(希望理由)								
③	(希望理由)								
保育の実施を希望する期間		年 月		日から	年 月 日まで				
保育の実施を必要とする理由		父 親 の 状 況			母 親 の 状 況				
		1 外勤（正職員）	1 外勤（正職員）						
		2 アルバイト・パート	2 アルバイト・パート						
		3 就職内定	4 自 営	3 就職内定	4 自 営				
		5 内 職	6 学 生	5 内 職	6 学 生				
		7 疾 病	8 障がい	7 出 産	8 疾 病				
		9 同居者の介護		9 障がい	10 同居者の介護				
		10 不存在()		11 不存在()					
		11 求職中		12 求職中					
		12 その他		13 その他					
		入所希望児童の家庭状況	氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先等の名称	所 在 地	電 話
				父					
				母					
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況		受けていない • 受けている（ 年 月 日開始）							
現住所に住むようになった年月日			年 月 日	前住所					
児童の状況	1 保育所以外の施設（ ）に預けている。 2 家で現在は働いていない保護者が保育している。 3 その他（ ）								

第2号様式(第9条関係)

年 月 日

家庭的保育室入所承諾書

様

奈良市長

印

申込みのありました家庭的保育室への入所については、次のとおり承諾します。

児童名		生年月日	年月日
家庭的保育室		決定年月日	年月日
家庭的保育料	別途家庭的保育料決定通知書で通知します。		
内容	入所	階層	
実施期間	年月日から	年月日まで	

備考

- 1 保護者の職業、家庭の状況、住所等について変更のあったときは、速やかにまでご連絡ください。
- 2 家庭的保育室を退所されるときは、必ず1箇月前までに申し出てください。
- 3 保育の実施期間中であっても家庭的保育室へ入所できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除します。

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

家庭的保育室入所不承諾通知書

様

奈良市長

印

申込みのありました家庭的保育室への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

(理由)

児童氏名		生年月日	年月日
申込年月日	年月日	決定年月日	年月日
内容	入所不承諾	申込の有効期限	年月日

備考

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

保育実施解除通知書

様

奈良市長

印

次のとおり保育の実施を解除しますので通知します。

児童氏名		生年月日	年 月 日
家庭的保育室名		決定年月日	年 月 日
内容	解除	解除年月日	年 月 日
解除理由			

備考

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

家庭的保育料決定（変更）通知書

様

奈良市長

印

年度の家庭的保育料について、次のとおり決定したので通知します。

児童氏名		生年月日	年 月 日
家庭的保育室名		決定年月日	年 月 日
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
内容	家庭的保育料		
4月分		10月分	
5月分		11月分	
6月分		12月分	
7月分		1月分	
8月分		2月分	
9月分		3月分	

(注) 裏面の家庭的保育料についてお知らせを必ずお読みください。

第6号様式(第10条関係)

家庭的保育料減免申請書

年月日

(宛先) 奈良市長

住 所

保 護 者 氏 名

㊞

電話番号

次のとおり家庭的保育料の減免を申請します。

フリガナ		生年月日	性別			
児童氏名		年月日	男・女			
家庭的保育室名						
減免を受けようと する理由						
家庭の状況	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育所名
住宅の状況	持家・借家・間借り・同居・公営・公園・社宅・その他		家賃			
			間借			
新規・継続の別			新規・継続			

附則

この告示は、平成26年1月23日から施行する。

(平成26年1月23日掲示済)

奈良市告示第31号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年1月23日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年10月10日 奈良市指令都整開 第13A-32号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年1月23日 第1392号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市藤ノ木台四丁目5016番27

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町125番地の1

有限会社ウエムラ 代表取締役 上村 正之

(平成26年1月23日掲示済)

奈良市告示第32号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年1月23日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年12月11日 奈良市指令都整開 第12A-40号

平成26年1月8日 奈良市指令都整開 第12A-40号

<p>1号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成26年1月23日 第1391号 公共施設 平成26年1月23日 第646号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市学園北一丁目3060番4及び3060番17</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市西区西本町一丁目4番1号 サンヨーホームズ株式会社 代表取締役 田中 康典</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市学園北一丁目3060番17 (平成26年1月23日掲示済)</p>		<p>駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成26年1月23日掲示済)</p> <p>奈良市告示第34号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成26年1月24日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成26年1月24日</p> <p>3 移動対象区域 JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成26年1月24日掲示済)</p> <p>奈良市告示第33号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成26年1月23日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成26年1月23日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京 平成24年4月1日～平成25年3月31日閲覧者 (市民課)</p>	
<p>閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）</p>		<p>請求事由（利用目的）の概要</p>	<p>閲覧の年月日</p>
NHK奈良放送局 局長 泉谷八千代	6月全国個人視聴率調査	平成24年5月10日	南紀寺町一丁目、五丁目 明治～平成17年生まれの男女 14件
NHK委託抽出員			
奈良県総務部知事公室	平成24年度「県民アンケート」調査	平成24年5月16日	東筐鉢町、今在家町、青山二丁目、佐保台二丁目、福智院町、薬師堂町、東紀寺町二丁目、元興寺町、東木辻町、京終地方東側町、南新町、桂木町、南京終町七丁目、餅飯殿町、椿井町、寺町、小西町、大豆山突抜町、半田横町、北袋町、内侍原町、法蓮佐保山一丁目、三条川西町、三条宮前町、大宮町六丁目、大安寺町、恋の窪一丁目、八条五丁目、五条二丁目、南新町、五条畑二丁目、七条町、二条町二丁目、二条大路南五丁目、三条大路四丁目、中山町、敷島町二丁目、菅原町、疋田町一丁目、西大寺新町二丁目、西大寺北町三丁目、西大寺赤田町一丁目、平松二丁目、西九条町三丁目、神殿町、横井一丁目、今市町、高樋町、榎ノ川町、須山町、邑地町、忍辱山町、生琉里町、月ヶ瀬長引、都祁友田町、都祁白石町、都祁馬場町 奈良市内に居住する20歳以上の全住民 845件

(株)都市・計画・設計研究所大阪事務所			
内閣府大臣官房政府広報室	環境問題に関する世論調査	平成24年5月24日	芝辻町二丁目 20歳以上の男女 16件
社団法人新情報センター			
(株)野村総合研究所	「テレビ視聴に関する調査」	平成24年5月24日	六条西一丁目 満16歳以上(平成8年6月末まで生まれ)の男女 14件
(社)中央調査社			
内閣府大臣官房政府広報室	「国民生活に関する世論調査」	平成24年5月24日	大柳生町 20歳以上の日本国籍を有する男女 29件
社団法人新情報センター			
(社)光の家協会	「読者についてのアンケート(第67回全国農村読書調査)」	平成24年6月7日	山町 満16歳以上79歳以下の男女 19件
社団法人新情報センター			
日本放送協会	中学生・高校生の生活と意識調査2012	平成24年6月21日	佐紀町 満12歳以上18歳以下の男女(平成6年4月2日～平成12年4月1日生まれ) 12件
(社)中央調査社			
公益財団法人 新聞通信調査会	第5回メディアに関する全国世論調査	平成24年6月20日	芝辻町一丁目 満18歳以上の男女(平成6年7月末日まで生まれ) 20件
(社)中央調査社			
奈良県医療政策部長 武末 文男	自殺対策意識調査	平成24年6月26日	川久保町、東之阪町、薬師堂町、東紀寺町一丁目、東寺林町、西寺林町、今御門町、北半田中町、西笠鉢町、南紀寺町四丁目、南京終町五丁目、七条町、六条西六丁目、二条大路南五丁目、三条大路一丁目・三丁目、四条大路一丁目、窪之庄町、長谷町、都祁白石町、大保町、狭川東町 満20歳以上の男女 486件
(株)サーベイリサーチセンター			
朝日新聞社 社長室マーケティングセンター	2012年 新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成24年7月26日	南京終町六丁目 満15歳以上の男女 23件
(社)中央調査社			
毎日新聞社世論調査室	「読書」「時事問題」 世論調査	平成24年7月18日	出屋敷町 16歳以上(平成8年9月30日以前生まれ)の男女 16件
毎日新聞 社員			
株式会社 時事通信社	住民意識調査	平成24年8月2日	南京終町一丁目、八条町一丁目、敷島町二丁目 満20歳以上の男女(平成4年8月末まで生まれ) 66件
(社)中央調査社			
株式会社 時事通信社	住民意識調査	平成24年8月8日	都祁小山戸町、都祁相河町 満20歳以上の男女(平成4年8月末まで生まれ) 21

(株)中央調査社			件
内閣府大臣官房政府 広報室	人権擁護に関する世論調査	平成24年8月8日	大宮町一丁目 満20以上の男女(平成4年7月末まで生まれ) 15件
(社)中央調査社			
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	なら健康長寿基礎調査業務	平成24年8月24日	押上町、油留木町、川久保町、今小路町、中御門町、東笹鉾町、東包永町、雜司町、手貝町、川上町、東之阪町、北御門町、今在家町、春日野町、水門町、般若寺町、奈良阪町、青山一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目・八丁目、佐保台二丁目・三丁目、佐保台西町、西笹鉾町、北川端町、北袋町、西包永町、多門町、阪新屋町、西新在家町、内侍町、船橋町、法華寺町、北市町、法蓮佐保山一丁目、恋の窪一丁目・二丁目・三丁目、恋の窪東町、大安寺町、大安寺一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目、四条大路南町、柏木町、八条町、八条一丁目・五丁目、大安寺西一丁目・三丁目、六条綠町一丁目・二丁目・三丁目、七条町、七条一丁目、七条西町一丁目、西ノ京町、七条東町、二条町一丁目・二丁目・三丁目、押熊町、中山町、山陵町、秋篠町、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目・二丁目、秋篠新町、敷島町一丁目・二丁目、歌姫町、北永井町、南永井町、北之庄町、北之庄西町、神殿町、出屋敷町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、生琉里町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、下狭川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁馬場町、中辻町、井上町、元興寺町、肘塚町、脇戸町、高御門町、西新屋町、東木辻町、瓦堂町、北京終町、南京終、京終地方東側町、南城戸町、南袋町、南新町、大森町、大森西町、西木辻町、南魚屋町、杉ヶ町、南肘塚町、桂木町、南京終町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目、芝辻町三丁目、三条桧町、三条町、三条栄町、三条川西町、下三条町、今辻子町、西之阪町、油阪町、三条本町、三条宮前町、三条添川町、三条大宮町、大宮町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目、芝辻町、芝辻町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大寺東町一丁目、西大寺新町一丁目・二丁目、西大寺本町、西大寺栄町、西大寺南町、西大寺国見町一丁目・二丁目、西大寺北町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、菅原町、青野町、若葉台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、疋田町、疋田町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、宝来町、西大寺芝町一丁目・二丁目、西大寺野神町一丁目・二丁目、西大寺赤田町一丁目・二丁目、西大寺竜王町一丁目・二丁目、宝来一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、古市町、八島町、鹿野園町、藤原町、横井一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、蘭生町、都祁南之庄・
(株)地域社会研究所			

			<p>友田町・小山戸町・相河町・吐山町・こぶしが丘・白石町・針町、田中町、米谷町、中畑町、北椿尾町、高樋町、横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、榎ノ川町、南田原町、中ノ庄町、日笠町、和田町、誓多林町、田原春日野町、水間町、荻町、鶴町、福智院町、川之上突抜町、築地之内町、薬師堂町、紀寺町、西紀寺町、高畠町、百毫寺町、東紀寺町一丁目・二丁目・三丁目、南紀寺町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、東寺林町、西寺林町、今御門町、南市町、餅飯殿町、勝南院町、北室町、東城戸町、椿井町、角振町、奥子守町、寺町、小西町、林小路町、漢国町、登大路町、中筋町、大豆山突抜町、花芝町、鍋屋町、南半田西町、押小路町、高天市町、法蓮町、奈保町、五条一丁目・二丁目・三丁目、尼辻町、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、尼辻西町、横領町、南新町、佐紀町、五条町、五条西一丁目・二丁目、赤膚町、五条畷一丁目・二丁目、六条町、六条一丁目・二丁目・三丁目、六条西一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、三条大路南一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、三条大路一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、四条大路一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、東九条町、西九条町、西九条町一丁目・二丁目・三丁目、杏町、窪之庄町、池田町、山町、今市町、柴屋町、田中町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町 満年齢20~39歳、40~64歳、65~74歳、75歳以上の4年齢階層別の男女 1,449件</p>
支出負担行為担当内閣府大臣官房会計担当参事官	団塊の世代の意識に関する調査	平成24年8月16日	宝来四丁目 昭和22年~24年の間に生まれた男女 27件
(株)サーベイリサーチセンター			
NHK奈良放送局局長 泉谷 八千代	11月全国個人視聴率調査	平成24年9月13日	南紀寺町五丁目 明治~平成17年生まれの男女 14件
NHK委託抽出員			
内閣府大臣官房政府広報室	男女共同参画社会に関する世論調査	平成24年9月20日	山陵町 満20歳以上の男女(平成4年9月末まで生まれ) 15件
(社)中央調査社			
NHK放送文化研究所	デジタル時代の新しいテレビ視聴(テレビ60年)調査	平成24年10月16日	菅原町 16歳以上(平成8年12月末まで生まれ)の男女 12件
(社)中央調査社			
総務省統計局統計調査部消費統計課	家計消費状況調査	平成24年11月20日	尼辻南町、四条大路一丁目、西大寺芝町 調査地域に居住する男女 129件
(株)サーベイリサーチセンター			
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構長 北川源四郎	国民性に関する意識動向(2012年度)調査	平成24年11月22日	青山四丁目・五丁目・七丁目 満20歳以上79歳以下(昭和8年1月1日から平成4年12月31日まで生まれ)の男女 26件

(社)中央調査社			
株式会社 野村総合研究所	2013年1月「テレビ視聴に関する調査」	平成24年11月22日	疋田町二丁目 16歳以上（平成8年12月末日まで生まれ）の男女 14件
(社)中央調査社			
内閣府経済社会総合研究所	消費動向調査	平成24年11月15日	大宮町四丁目 単身世帯の世帯主 35件
(社)新情報センター			
国土交通省土地・建設産業局 総務課調整室長	土地問題に関する国民の意識調査	平成24年11月29日	三条大路一丁目2～ 満20歳以上の日本国籍を有する男女 16件
(社)新情報センター			
総務省統計局統計調査部消費統計課	家計消費状況調査	平成24年12月21日	東九条町、南京終町五丁目 調査地域に居住する男女 86件
(株)サーベイリサーチセンター			
内閣府大臣官房政府広報室 別府充彦	社会意識に関する世論調査	平成24年12月12日	青山二丁目 満20歳以上の日本人男女（平成4年12月末日生まれまで） 31件
(社)中央調査社			
奈良県健康福祉部こども・女性局	児童虐待防止広告に関する世論調査	平成24年12月5日	川上町、紀寺町、南京終町、三条本町、佐紀町、四条大路町、菅原町、東九条町 満20歳以上の男女 210件
(株)エム・アールビジュネス			
文部科学省スポーツ・青少年局 スポーツ振興課長	「体力・スポーツ」に関する世論調査	平成24年12月19日	大安寺五丁目2～ 満20歳以上の日本国籍を有する男女 16件
(社)新情報センター			
総務省情報通信国際戦略局長	平成24年通信利用動向調査	平成25年1月11日	南京終町七丁目、大安寺二丁目、六条西四丁目 満20歳以上の男女（平成4年4月1日以前に生まれた人） 129件
(株)サーベイリサーチセンター			
消費者庁長官 阿南久	消費者意識基本調査	平成25年1月16日	北市町 満15歳以上の日本国籍を有する男女 25件
(社)新情報センター			
日本たばこ産業株式会社	2013年「全国たばこ喫煙者率調査」	平成25年1月30日	桂木町、五条西二丁目 大正12年5月1日から平成5年4月30日生まれの男女 40件
株式会社 ビデオリサーチ			

NHK放送文化研究所 (社)中央調査社	現代の生活意識に関する世論調査	平成25年1月17日	青山四丁目、興善院町、東之阪町 16歳以上（平成8年12月末日まで生まれ）の日本人男女 12件
内閣府経済社会総合研究所 (社)新情報センター	生活の質に関する世帯調査	平成25年1月22日	西九条町二丁目 満15歳以上の日本国籍を有する男女 11件
公益財団法人 生命保険文化センター (社)中央調査社	平成25年度 生活保障に関する調査	平成25年2月20日	六条西一丁目 満18歳以上69歳以下の日本人男女（昭和18年4月1日から平成7年3月末日まで生まれ） 30件
日本銀行 情報サービス局 (株)日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調査	平成25年2月28日	鹿野園町 満20歳以上の男女（平成5年4月30日以前に生まれた人） 15件
財団法人 日本宝くじ協会 (社)中央調査社	宝くじに関する世論調査	平成25年2月20日	五条西一丁目 満18歳以上の男女（平成7年3月末日まで生まれ） 20件
厚生労働省医政局 (株)エスピー研	人生の最終段階における医療に関する世論調査	平成25年3月7日	芝辻町二丁目 満20歳以上の男女 38件

平成24年4月1日～平成25年3月31日閲覧者

(西部出張所 住民課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
奈良県総務部知事公室 公室長 松谷 幸和	「平成24年度県民アンケート調査」	平成24年5月15日	西部管内全域 20歳以上の男女300名
(株)都市・計画・設計研究所 大阪事務所 取締役大阪事務所長 渡邊 寿之			
国土交通省観光庁参事官（観光経済担当） 石崎 仁志	「旅行・観光消費動向調査」	平成24年5月23日	北登美ヶ丘三丁目・四丁目・五丁目 年齢問わず男女85名
(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志			
日本銀行情報サービス局 局長 鮎瀬 典夫	「生活意識に関するアンケート調査」	平成24年6月7日	藤ノ木台一丁目～三丁目 満20歳以上の男女15名
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博			
(株)野村総合研究所 常務執行役員 此本 臣吾	「日常生活に関するアンケート調査」	平成24年6月26日	あやめ池南六丁目～八丁目 15歳以上79歳以下の男女36名
社団法人中央調査社 会長 中田 正博			

奈良県医療政策部 医療政策部長 武末 文男 (株)サー�베イリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明	「自殺対策に関する意識調査」	平成24年7月3日	西部管内全域 満20歳以上の男女249名
毎日新聞社 社長室マーケティングセンター センター長 高橋 純一 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「2012年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」	平成24年7月6日	学園朝日町 15歳以上の男女23名
内閣府大臣官房政府広報室 室長 別府 充彦 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「障害者に関する世論(付帯・時事問題)調査」	平成24年7月10日	丸山一丁目1079番地の2~ 20歳以上の男女16名
(株)時事通信社 大阪支社 支社長 清水 達也 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「2012年度住民意識調査」	平成24年7月26日	学園北二丁目12番~・帝塚山二丁目 20歳以上の男女44名
奈良県健康福祉部健康づくり推進課 課長 大橋 安弘 (株)地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩	「なら健康長寿基礎調査」	平成24年8月30日	西部管内全域 20歳以上の男女761名
内閣府政策統括官付参事官 原口 剛 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「高齢者の健康に関する意識調査」	平成24年9月5日	学園大和町四丁目 55歳以上の男女15名
日本銀行 情報サービス局 局長 鮎瀬 典夫 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関するアンケート調査」	平成24年9月11日	帝塚山五丁目・六丁目 20歳以上の男女15名
内閣府大臣官房政府広報室 室長 別府 充彦 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「外交に関する世論調査」	平成24年9月13日	中山町西二丁目950・1052~1057・三丁目 20歳以上の男女15名
学習院大学 学長 福井 憲彦 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「東日本大震災からの復興に向けた総合的社会調査」	平成24年10月4日	西登美ヶ丘六丁目1~ 日本国籍を持つ満20歳~70歳の男女16名
NHK放送文化研究所世論調査部 世論調査部長 石川 信 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「家庭と男女の役割に関する国際比較調査」	平成24年10月23日	富雄元町四丁目 16歳以上の男女 12名
NHK放送文化研究所世論調査部長 石川 信 (株)第一生命経済研究所 代表取締役社長 長谷川 公敏 明治国際医療大学 大学院鍼灸学研究科長 矢野 忠 横浜市立大学 大学院医学研究科長 五嶋 良郎	「生活意識に関する調査」	平成24年10月23日	朝日町一丁目 16歳以上の男女 20名

一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊			
総務省統計局 統計調査部消 費統計課 吉岡 真史 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 土朗	「家計消費状況調査」	平成24年11月13日	あやめ池南七丁目 男女43名
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 別府 充彦	「家族の法制に関する世論調査」	平成24年11月15日	富雄川西一丁目12~17、19番 満20歳以上の男女15名
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊			
内閣府政策統括官付参事官 山崎 房長	「平成24年度食育に関する意識調査」	平成24年11月15日	富雄川西二丁目 満20歳以上の男女14名
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊			
奈良県知事 荒井 正吾 (株)エム・アールビジネス 代 表取締役 櫛谷 忠則	「児童虐待防止啓発 広報効果測定に関する世論調査」	平成24年12月5日	あやめ池南一~八丁目・学園大和町一~六 丁目・中山町西一~四丁目・二名一~七丁 目・千代ヶ丘一~三丁目・三碓一~七丁目 20歳以上の男女210名
日本銀行 情報サービス局 局 長 鮎瀬 典夫 (株)日本リサーチセンター 代 表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関する アンケート調査」	平成24年12月19日	千代ヶ丘一丁目~三丁目 満20歳以上の男 女15名
総務省統計局 統計調査部消 費統計課 吉岡 真史 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 土朗	「家計消費状況調査」	平成24年12月20日	三松一丁目 43名 帝塚山中町 42名 富 雄泉ヶ丘・三碓七丁目 42名 平成8年11 月1日以前に生まれた男女(抽出者は世帯 主を対象) 合計127名
①N H K放送文化研究所 メ ディア研究部長 吉次 幸司 ②(株)時事通信社 事業部長 宗澤 豊	「生活意識に関する 調査」(総称) ①日本人とメディア に関する調査 ②東日本大震災につ いての調査	平成24年12月20日	朝日町一丁目11~1・二丁目 16歳以上 の日本人男女 20名
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊			
総務省情報通信国際戦略局 局長 桜井 俊 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 土朗	「平成24年通信利用 動向調査」	平成25年1月10日	中山町西三丁目 20歳以上の筆頭世帯構成 員(世帯主) 43名
N H K放送文化研究所 世論 調査部 部長 石川 信 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「現代の生活意識に 関する世論調査」	平成25年1月16日	学園大和町六丁目 16歳以上の日本人男女 12名
N H K放送文化研究所 世論 調査部 部長 石川 信 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「衆院選後の政治意 識・2013調査」	平成25年1月10日	あやめ池北二丁目・朝日町一丁目 日本国 籍を有する20歳以上の男女 12名
日本たばこ産業株式会社 た ばこ事業本部 M & S戦略部 長 中野 恵	「全国たばこ喫煙者 率調査」	平成25年1月30日	中登美ヶ丘一丁目 20名 菅野台 20名 大正12年5月1日~平成5年4月30日生ま れの男女 合計40名

(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一			
東北大学大学院医学系研究科 教授 宮下 光令	「日本人の健康に関するアンケート調査」	平成25年1月30日	北登美ヶ丘三丁目・四丁目 20歳以上79歳以下の日本人男女 24名
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次			
財団法人 日本宝くじ協会 理事長 瀬田 梢三郎	「宝くじに関する世論調査」	平成25年2月21日	丸山一丁目～ 満18歳以上の日本人男女 20名
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊			
平成24年4月1日～平成25年3月31日閲覧者			(北部出張所)
閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合には名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
金融広報中央委員会	家計と金融行動に関する世論調査	平成24年4月26日	朱雀一丁目、二丁目 20歳以上の男女 16名
(株)日本リサーチセンター			
NHK奈良放送局	6月全国個人視聴率調査	平成24年5月10日	神功五丁目 明治から平成17年生まれの男女 14名
NHK委託抽出員			
奈良県総務部知事公室 統計課	平成24年度県民アンケート調査	平成24年5月17日	神功六丁目、朱雀三丁目、左京二丁目 20歳以上の男女 45名
株式会社 都市・計画・設計研究所			
奈良県医療政策部 保健予防課	平成24年度 自殺対策意識調査	平成24年6月29日	神功三丁目、四丁目、六丁目、右京一丁目、四丁目、五丁目、朱雀四丁目、五丁目、左京三丁目、四丁目 20歳以上の男女 50名
(株)サーベイリサーチセンター			
株式会社 時事通信社	住民意識調査	平成24年7月27日	朱雀四丁目 20歳以上の男女 21名
社団法人 中央調査社			
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	なら健康長寿基礎調査	平成24年8月27日	神功一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、右京二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、朱雀一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、左京一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、六丁目 20歳以上の男女 155名
株式会社 地域社会研究所			
内閣府大臣官房政府広報室	道路に関する世論調査	平成24年9月20日	神功六丁目 20歳以上の男女 14名
社団法人 中央調査社			
奈良県健康福祉部こども・女性局 子ども家庭課	児童虐待防止啓発広報効果測定に関する世論調査	平成24年12月6日	右京一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、左京一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、六丁目 20歳以上の男女 100名

<p>平成26年1月31日</p> <p>奈良市水道事業管理者 池田修</p> <p>奈良市水道局上下水道料金システム構築業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項</p> <p>1 目的</p> <p>奈良市水道局（以下「水道局」という。）では、昭和60年4月から独自の大型汎用コンピュータを導入して上下水道料金システムを運用してきたが、度重なる改修によりシステム自体が煩雑化するなどの要因により業務改修にコストがかさむ状況となっている。</p> <p>さらに水道局では、中長期計画に基づき情報システムの最適化を推進すると共に、料金関連業務については今後包括的委託化を検討している。現在、大型汎用コンピュータによる処理業務については、上下水道料金システムのみとなっている。これらのことから早期にオープンシステムへの移行を図って経費を削減し、操作性や機能性の向上による業務の迅速化、効率化を図るため、新しく上下水道料金システムを構築するものである。</p> <p>2 プロポーザルに対する事項</p> <p>(1) 業務名 奈良市水道局上下水道料金システム構築業務委託</p> <p>(2) 導入場所 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局内</p> <p>(3) 履行期間 業務委託の期間は、システム構築業務については契約日から平成26年12月31日までとし、システム保守業務については平成27年1月1日から平成31年12月31日までとする。</p> <p>(4) 業務委託内容 奈良市水道局上下水道料金システム構築業務委託要求仕様書のとおり</p> <p>① システム構築業務 ア システム構築及び動作テスト イ 機器の調達・設置及び設定（既存機器を含む） ウ データの移行・検証 エ 金融機関等とのデータ送受信テスト オ 研修 カ 書類の作成</p> <p>② システム保守業務</p> <p>③ システム引継ぎに関する事項</p> <p>④ その他関連する業務</p> <p>(5) 提案価格上限額（消費税及び地方消費税を含まない） 業務委託の見積金額の上限額は81,481,481円とする。うち、ハードウェア購入金額（設置工事費を含む）の上限額は、24,074,074円、システム構築費用の上限額は37,037,037円、システム保守費用の上限額は、20,370,370円とする。 この金額は、契約金額等を示すものではない。また、提案見積金額は、どの項目においてもこの上限額を超えてはならないものとする。</p>	<p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成26年1月31日掲示済)</p> <h2 style="text-align: center;">農業委員会</h2> <p>奈良市農業委員会告示第2号</p> <p>平成26年奈良市農業委員会1月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成26年1月23日</p> <p style="text-align: right;">奈良市農業委員会長 大西崇夫</p> <p>1 日時 平成26年1月30日（木）午後2時</p> <p>2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 平成25年奈良市農業委員会事業報告について (2) 農地利用状況調査の実施結果について</p> <p>4 議案</p> <p>(1) 平成26年度奈良市農業委員会事業計画（案）について (2) 農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の設定（案）について (3) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について</p> <p style="text-align: right;">(平成26年1月23日掲示済)</p>
--	--

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。